融資商品説明書

令和6年10月1日現在

商品名	無担保住宅ローン(1-6)
ご利用いただける方	・次の条件をすべて満たす個人の方。 (1)年齢が満１８歳以上で安定継続した収入がある方。 ・年金収入の方も対象となります。 ・派遣社員・パート等非正規社員の方は、安定継続した収入があると認められる方。 （年収１５０万円以上または、年収９０万円以上で家族と同居されている方。） 産前産後休業中または育児休業中の方は、休業後に復職し、安定継続した収入が見込める場合には、ご申告によりお取扱いが可能です。 (2)当金庫の会員資格を有する方。 ①当金庫の営業地区内に住所または居所を有する方。 ②当金庫の営業地区内の事業所に勤務されている方。 (3)日本国籍を有する方、または永住者もしくは特別永住者で、行為能力者の方。 (4)(一社)しんきん保証基金(以下、基金といいます。)の保証が受けられる方。
お使いみち	・申込人が居住(居住予定を含む)し申込人もしくはその家族（配偶者、直系尊属(配偶者の直系尊属を含む)、子、孫、兄弟）が所有している自宅、またはその家族が居住（居住予定を含む）し申込人が所有している自宅にかかる次の資金とします。 (1)不動産の購入資金、新築資金、建て替え資金、リフォーム（増改築･修繕）資金およびそれに伴う諸費用。 ※売買契約や工事請負契約時に支払う手付金・契約金で、申込日時点で支払日から３ヵ月以内のものに限り支払済資金も対象となります。 ※「諸費用」とは、印紙代、登記費用、仲介手数料、住宅性能評価の費用、設計監理料、土地造成費用、解体工事費用等となります。 ※上記(1)に付随して必要となるインテリアや家電等購入資金(ただし、(1)と合わせた申込みで１００万円以内)も対象となります。 ※土地のみの購入資金は、隣地購入、底地購入が対象となります。 ※(1)にかかる住宅ローンの不足資金は対象外となります。 (2)申込人が(1)を使途として当金庫を含む金融機関・信販会社等から借り入れたローン（無担保）の借換資金。（借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含む） (3)申込人が(1)を使途として当金庫を含む金融機関から借り入れた住宅ローン、またはそれを借換えたもの(借換え直前３ヵ月の約定返済で、３営業日以上の履行遅滞が１度もないものに限る)の借換資金。（借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含む） 【申込時点における対象となる物件の条件】 申込人またはその家族の持家で、抵当権･差押等の各種(仮)登記がないもの。 ただし、次のものは各種（仮）登記から除きます。 ①当金庫貸付(事業資金、住宅ローン（代理貸付を含む）等)にかかる抵当権および根抵当権。 ②本件の借換えで抹消となる他金融機関住宅ローンにかかる抵当権および根抵当権。 ③資金使途がリフォーム（増改築・修繕）資金またはリフォーム（増改築・修繕）の借換え資金の場合の他金融機関住宅ローンにかかる抵当権。 《空き家解体費用の特例》 (4)空き家解体費用およびそれに伴う諸費用(建物解体後の滅失登記費用等を含む) ※工事請負契約時に支払う手付金・契約金で、申込日時点で支払日から３ヵ月以内のものに限り支払済資金も対象となります。 (5)申込人が(4)を使途として当金庫を含む金融機関・信販会社等から借り入れたローン(無担保)の借換資金。（借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含む） 【対象となる空き家の条件】 ①申込人またはその親族が所有する建物であること ②事業専用で使用していた建物ではないこと ※申込人と空き家所有者との続柄を確認させていただきます。 ※対象建物に抵当権等の設定がある場合は、抵当権者の了承および抹消への協力を得られていること等を確認させていただきます。

萩山口信用金庫

融資商品説明書

令和6年10月1日現在

商品名	無担保住宅ローン(1-6)
お使いみち	【(1)から(5)に共通する対象とならない資金】 ・事業性資金。 ・支払先が、申込人またはその配偶者、親（配偶者の親を含む）、子が営む法人･自営業に該当するもの。 ・支払先が、申込人の配偶者、親（配偶者の親を含む）、子に該当するもの。
ご融資金の交付	・ご融資金は工事契約先等へ振込となります。(支払済資金は除く) ただし、ご融資金の２０％または５０万円のいずれか大きい金額までは、当金庫が認めた場合に限り振込不要とします。
ご融資金額	・１万円以上２，０００万円以内(１万円単位)。空き家解体費用は５００万円以内。 ただし、今回の申込金額と他信用金庫取扱分を含めた基金保証付消費者ローン（フリーローンを含む）の現在残高（当座貸越の場合は貸越極度額）の合計額が３，０００万円以内とします。
ご返済期間	・３ヵ月以上２０年以内。 最長６ヵ月間の元金返済据置（利払いのみ）ができます。
ご融資利率	・変動金利。当金庫所定の金利を適用させていただきます。 ・変動金利は、自金庫長期プライムレートを基準金利とします。 ・ご融資利率の引上げ幅または引下げ幅の算出は、毎年４月１日と１０月１日を基準日として年２回行うものとし、各基準日における基準金利とその直前における基準日（借入日後、最初に到来する基準日の場合は、借入日）の基準金利の差をもってご融資利率を引上げまたは引下げるものとします。 それぞれの変更後のご融資利率は、４月１日基準は６月返済分から、１０月１日基準は１２月返済分から適用となります。
ご返済方法	・毎月、元金均等または元利均等による分割返済とします。 ご融資金額の５０％以内で６ヵ月ごとの増額返済(１万円単位)の併用もできます。
担　　保	・不要です。
連帯保証人	・不要です。
保 証 料	・保証料率はご融資利率に含めます。
生命保険	・団体信用生命保険のご加入は任意です。 ただし、ご融資金額が１，０００万円を超過する場合は、ご加入が条件となります。 ご加入される場合は、保険料相当率をご融資利率に上乗せさせていただきます。
手 数 料 等	・不要です。
会　　員	・当金庫のご融資総額が７００万円を超える場合は、会員になっていただきます。
苦情処理措置 紛争解決措置	・苦情処理措置･･･本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総合企画部（9時～17時、電話:083-922-2700）までお申し出ください。 ・紛争解決措置･･･東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総合企画部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）までお申し出ください。 上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。 その際には、お客さまのアクセスに便利な地域(例えば山口県等)の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総合企画部もしくは全国しんきん相談所にお問合せください。
そ の 他	・審査の結果ご希望に添えない場合もありますのであらかじめご了承願います。 ・ご融資利率やご返済の試算等につきましては当金庫本支店窓口にお問合せください。

萩山口信用金庫